厚生労働行政推進調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業) 分担研究報告書

直接ケアにおける看護師による看護補助者への指示に関する現状と課題

研究分担者 堀込 由紀(群馬パース大学保健科学部看護学科・講師) 研究分担者 佐々木 美奈子(東京医療保健大学医療保健学部・教授) 研究代表者 坂本 すが(東京医療保健大学医療保健学部・副学長) 研究分担者 末永 由理(東京医療保健大学医療保健学部・教授) 研究分担者 小澤 知子(東京医療保健大学医療保健学部・准教授) 研究分担者 本谷 園子(東京医療保健大学大学院医療保健学研究科・助教) 研究分担者 駒崎 俊剛(東京医療保健大学医療保健学部・講師) 研究分担者 白瀨 紗苗(東京医療保健大学医療保健学部・助教)

講師)

研究要旨

本研究では、急性期病院において看護師らの看護補助者との協働、特に患者に影響 が大きい直接ケアに着目して看護補助者への看護師の指示に関する現状と課題を明ら かにすることを目的として、5年目以上の経験を持つ看護師(看護師のクリニカルラ ダー(日本看護協会版)レベル 以上)ヘインタビュー調査を実施して質的に分析し た。

看護補助者への指示出しの課題としては、【経験が浅いスタッフの指示に危うさを 感じる】、【スタッフ間で指示の判断に相違がある】、【看護補助者の知識やスキルを十 分に把握していない】、【看護補助者が担っている業務全体を把握することやその調整 が難しい】、【委譲指示に関する体系的な教育研修を受けていない】の5つテーマが抽 出された。

また、指示を出す際の留意点としては、【部署で定めた業務内容や基準に従う】、【指示の質を担保する】、【患者に関するアセスメントから委譲可能か見極める】、【看護補助 者がケアを遂行できるか見極める】、【指示を明確に伝える】、【看護補助者の業務を調整 する】、【指示の実施状況の確認や実施後の結果を評価する】、【コミュニケーションを取 り、協働を円滑にする】8つのテーマが抽出された。

看護師が看護補助者に出す指示は、法的責任のもと、一定の判断基準をもって患者 の状態のアセスメントを行い、また同時に看護補助者の業務の遂行能力および業務量 等を含めたアセスメントを必要とする複雑な行為であり、指示の質はケアにおける患 者の安全、安楽、信頼関係に影響する。的確な指示を出すには、互いの役割分担を明 確にした上で、患者の心身の状態と状態変化の予測をもとに、相手の能力と業務範囲 に応じて委譲する業務を選択する必要がある。また、業務遂行に必要な情報を共有 し、そのプロセスが安全であるよう環境を整え、必要に応じて指導し、結果を評価す る必要がある。看護師に対してこのように複雑な看護補助者への指示出しに関して必 要なスキルを体系化し、看護基礎教育を含めた教育の強化が必要だと考える。

A. 研究目的

看護補助者の業務は入院基本料の施設基 準の中で、「看護補助は、当該保健医療機 関の看護職員又は当該保険医療機関の主治 医若しくは看護師の指示を受けた看護補助 者が行うものであること。」と明記されて いる。看護師と看護補助者の安全で効果的 な協働には、看護師の指示が重要な意味を 持ち、特に指示を出す側の看護師の認識が 肝要である。

しかし、本調査の前に先行して我々が7 月に実施した看護管理者と看護補助者(サ ポートスタッフ)に対しての Web 調査で は、看護師用の看護補助者への委譲手順書 が文書で明確に決まっている施設は2割弱 であり、サポートスタッフの2割が業務内 容や看護師からの指示が曖昧で困ることが あると回答していた。先行研究でも看護師 と看護補助者との協働において看護師の業 務負担の軽減や看護サービスの質の向上と いう効果とともに、協働の難しさが指摘さ れている。特に患者の入退院が激しく業務 が多忙な急性期病院での看護補助者との協 働によるケアへの影響に関する課題等を指 摘する報告 1)2)がある。しかし、看護師の 看護補助者に対する指示に着目した文献は 少なく、その実態を把握する事ができな

ι١.

本研究では、急性期病院において看護師 らの看護補助者との協働、特に患者に影響 が大きい直接ケアに着目して看護補助者へ の看護師の指示に関する現状と課題を明ら かにすることを目的とした。

用語の定義

- 看護補助者:看護師の指示のもとに業務を 行っている看護師資格をもたない被雇 用者とし、清掃業者など看護師が日常 指示せず実施されている業務委託やボ ランティアは含まない。
- 指示:指し示すこと。看護師のアセスメ ントの結果、看護補助者に「看護の 専門的判断を要しない看護補助業 務」を指図する(指導を含む)こ と。
- 委譲:看護師が指示する事によって、看護補 助者に患者の療養生活に関わる業務や 直接的なケアを委任または、シェアする こと
- 直接ケア:看護師の指示のもとで、患者のケ ア(清潔、排泄、食事、移動等)を、看 護補助者単独で実施するケアを指す。こ の際、療養上の世話は含まない。

- B. 研究方法
- 研究デザイン 質的記述的研究
- 2. 調査対象
- 1) 対象者

急性期病院(実働病床数300床以上 看護補助者を採用し直接ケアについて は看護師と協働している施設)に勤務す る5年目以上(非管理職)看護師13名。 原則として看護師は「クリニカルラダー (日本看護協会版)」(以下、JNAクリニ カルラダー)レベル 以上とした。

2) 対象者の選択

協力の意志を示した4病院の看護部 責任者に研究の目的や方法・倫理的配 慮や公表の方法等について文書で説明 し研究協力依頼をし、看護師へ研究協 力依頼を行うというプロセスを経た。 1施設2~4名の看護師に個別インタビ ューを実施した。

3.調查方法

紹介を受けた対象候補者に指定された 連絡方法で連絡し、了承が得られた場合 にのみ対象者の希望に沿って時間と場所 を設定し、書面および口頭で研究につい ての説明を行った。研究協力に承諾が得 られた看護師には書面での同意を受けた うえで、インタビューガイドに基づく半 構成面接法による個別インタビューを実 施した。インタビュー時間は1人約1時 間程度とした。同意を得てインタビュー 内容をIC レコーダーに録音した。

4.インタビュー内容

1) 属性

年齢、性別、資格、勤務年数、職位、勤 務している病棟の特徴、等

- 2) 看護補助者への指示出しについて
- ・直接ケアに関わる指示に関する現状と課
 題
- ・直接ケアに関わる指示出し時の判断と実際
- ・指示を出す際にどの様なことに留意して
 いるか

5.データ分析方法

インタビューの音声データから逐語録を 作成した上で看護師の語りを整理し、それ らの意味内容の類似性、相違性を検討し、 似した内容をまとめて抽象化したものを要 素とし、さらにそれを抽象化したものをテ ーマとして質的記述的に分析した。

6. 倫理面への配慮

対象者は看護部責任者から紹介を得るこ ととしたが、強制力が働かないよう依頼し た。対象者には自由意志のもとで同意を得 て実施することを説明した。同意を撤回す る事やインタビュー中の中止も可能である こと、答えたくない内容については回答す る必要はないこと、その場合でも不利益を 受けないこと等を説明した。また、個人情 報保護に関する具体的な方法を説明した。

本研究は東京医療保健大学の「ヒトに関 する研究倫理委員会」の承認(承認番号: 院31-47B)を受けて実施した。

C. 研究結果

1. 対象者の概要

対象者は 13 名で、平均年齢は 37 歳、 看護師経験年数は 14 年、現在の部署の 勤務年数は6年であった。JNA クリニカ ルラダーはすべて レベルであった。勤 務している病棟は、単科が4名、ICU が 1名、混合病棟は7名であった。病棟の 平均在院日数は平均12日であった。

2.直接ケアに関わる指示とそれに関連す る現状と課題

抽出されたテーマ(【 】)とその要素 を以下に示す。

【看護師の経験が浅いスタッフの指示に危 うさを感じる】

- ・看護師の経験が浅いとケアによる患者の 状態変化や危険を予測できない。
- ・看護師の経験が浅いと業務全体が見えず 安易に指示する。
- ・経験の浅い看護師は看護師の法的責任や 看護補助者の業務範囲を理解していな い。
- ・経験の浅い看護師はケアを委譲する際に 注意すべき患者の情報が伝え切れていな い。
- ・経験の浅い看護師の指示が看護補助者か ら自分たちの業務の範疇を超えていると 指摘される。
- 【看護師間で指示の判断に相違がある】
- ・看護師間で看護補助者へ委譲できるか否 かの判断が異なる。
- ・看護師の判断基準を示す委譲手順書がない。
- ・看護補助者の業務範囲をよく理解してい ない。
- ・病棟間で看護補助者への指示のあり方や
 認識がちがう。
- 【看護補助者の知識やスキルを十分に把握 していない】

- ・看護補助者の受けている研修や持ってい るスキルに関する詳しい情報を把握して いない。
- ・看護補助者の入れ変わりや雇用条件等が 複雑で把握しきれない。

【看護補助者が担っている業務全体を把握 することやその調整が難しい】

- ・看護師の指示と他の業務が重なった場合 の対処や相談先が曖昧となっている。
- ・看護補助者が業務の重なりを自分で調整 ができず、不安やいらだちを示す。
- ・一緒に働いているのに看護補助者との距 離を感じる。

【委譲指示に関する体系的な教育研修を受けていない】

- ・看護補助者との協働に関する看護師への 教育は OJT で行われ、経験的な教育を受 け継いでいる。
- ・クリニカルラダー までの集合教育の中 で看護補助者との協働に関する学習機会 は少ない。

3.直接ケアに関わる指示の判断と実際

1) 看護師が考える看護補助者への委譲

- 可・不可である判断基準(表1参照)
- 看護師が行うべき、つまり看護補助者 には委譲できないと語ったのは、患者の 身体的状態では、バイタルサインが不安 定である、ケアの与える影響で状態が変 動しやすい、意思疎通がはかれない、転 倒・ルート類の自己抜去のリスクが高い 等、治療では循環動態に強い影響のある 薬剤の投与や輸血療法、化学療法等の治 療を受けている患者等、その他整形外科 術後の患者の観察を兼ねる足浴や初回シ ャワー浴等があがった。

看護補助者に委譲可能であると考える 患者の状態は、状態が安定している、リ ハビリテーション後の負荷が掛かった状 態でも酸素飽和度が下がらない、低流量 での酸素投与、補液程度の輸液がワンル ートで投与中かルートのない患者のケ ア、行動観察者の見守り等であった。

2) 看護師が看護補助者に指示を出す際に 留意していること

対象者らに看護補助者との協働において 指示を指す際に留意している事について尋 ねた。抽出された結果について、テーマ

- (【】)と要素を示す。
- 【部署で定めた業務内容や基準に従う】
 - ・部署で決められた委譲に関する取り決めを理解し遵守する。
 - ・看護師の指示には責任が伴うことを自 覚する。

【患者に関するアセスメントから委譲可能 か見極める】

- ・患者の状態(身体的、心理的、治療環境) をアセスメントし、ケアの影響を予見し て委譲可能か見極める。
- ・患者や家族の心理的状況に配慮する。
- 【指示の質を担保する】
- ・4 年目以降の看護師か日勤のリーダー看 護師が指示を出す。
- ・指示を集約したシートを作成する際は、
 ダブルチェックして指示の妥当性を確保する。

【看護補助者がケアを遂行できるか見極め る】

- ・看護補助者の力量・態度を見極めて指示 する。
- ・指示された内容を今、実施できるかを看
 護補助者に確認する。

【指示を明確に伝える】

- ・指示を遂行する際に必要な情報をすべて 伝える。
- ・注意して欲しい患者の観察点や援助方法 を指導する。
- ・はっきりした口調でわかりやすく伝える
- 【看護補助者の業務を調整する】
- ・相談・報告窓口を明確にする。
- ・先に指示を受けている業務を確認し、業 務の重複状況を明らかにする。
- ・看護補助者に業務の優先順位を丁寧に説 明する。

【指示の実施状況の確認や実施後の結果を 評価する】

- ・指示を出しても、任せきりにせず、ケア 実施中・後の患者の反応や状態を観察す る。
- ・看護補助者の患者に対する言葉遣いや態 度、ケアの実施状況を確認する。
- ・患者の事で気になることがあればその都 度報告するよう伝える。
- ・技術や態度、接遇等の指導を行う。

【コミュニケーションを取り、協働を円滑 にする】

- ・看護補助者を苗字で呼ぶ。
- ・尊重した態度で接する。
- ・看護補助者は医療チームの一員であると の認識を持つ。
- ・挨拶をし、できるだけ声をかける。

D. 考察

1.直接ケアに関わる看護師の指示に関わる課題

本調査の対象者は、経験の浅い看護師は 患者の状態に対するアセスメント能力の不 足や看護補助者の業務範囲に対する理解不 足、業務遂行に必要な情報提供が出来ない

ことや看護補助者が看護師の指示のもとで 実施するケアは看護師として責任を持つタ スクであるという事を理解しておらず、安 全で適切な指示が出せないと認識してい た。藤内ら⁽³⁾は,経験年数による臨床判 断の相違に関して、「熟練看護師は多くの 推論をもっているが,新人看護師は推論が 限定され、看護行為の選択肢の幅が少ない ことである.」と述べている。患者の状態 や治療環境の影響、ケアによる心身への影 響等のアセスメントが未熟であることに加 え看護補助者のスキルや業務範囲、業務の 遂行状況等を見極めた上で指示を出すとい う複雑な判断は経験の浅い看護師にとって 難易度の高いものであるといえる。研究対 象者は、【指示の質を担保する】で、「4年 目以降の看護師か日勤のリーダー看護師が 指示を出す。」と語っていることからこの 新卒~3年目までの看護師には適切な指示 を出すための指導やサポートが必要である と推測する。

一方で経験があっても看護師間で看護補 助者への委譲の判断には相違があり、この 相違が起こる要因としては委譲手順書等の 共有する具体的な判断基準がないことや存 在していても有用でない可能性があること が考えられる。

看護師が看護補助者に出す指示とは、法 的責任のもと、一定の判断基準をもって委 譲可能かどうか患者の状態のアセスメント を行い、また同時に看護補助者の業務の遂 行能力および業務量等を含めた判断を必要 とする複雑な行為である事が示唆された。

また、業務遂行に必要な情報を理解出来 るように伝達し業務を指示することが出来 なければ患者ケアの安全性や安楽、対象と の信頼関係などケアの質に影響することが 考えられるため、指示の出し方、指示を遂 行するための情報共有のあり方を工夫して いく必要がある。

さらに、看護師の指示と看護補助者の業 務調整に関する課題も抽出された。看護補 助者の業務が重なったときの調整役や相談 先が曖昧であると語っていたが、業務が重 複したままでは非効率性が高くなり、

ま た、リスクを抱えたまま業務に従事する事 に繋がりかねない。小林ら4)は看護師から 指導や助言を受けた看護補助者の中にはコ ミュニケーションを回避したり、言えない ままでいるといった行動が見られたことを 明らかにしている。これらはケアの安全性 を脅かす状況につながりかねないため、指 示を出す際に看護師一人一人が看護補助者 の業務の重複状況を確認するか、看護補助 者の業務を調整する役割を担う看護師を明 確にする等の対応が必要であると考える。 看護補助者は看護師からの指示による業務 の重複や調整困難に対し不安や苛立ちを示 すという語りがあったことから、看護師か ら看護補助者への一方向性のコミュニケー ションといった問題も示唆される。相手の 状況を把握し、指示の遂行に関する情報を 確実に看護補助者に理解できるように伝達 し、また業務遂行を妨げる原因を明らかに して解決していくコミュニケーションスキ ルが必要であると考えられる。

看護補助者との協働については、看護師 らは OJT での経験的な教育を受けている 現状があった。OJT は働く場でより効果的 に学べる反面、指導者の力量によって指導 内容や指導の効果に差が出やすく、また模 倣による経験的な学習になりやすいことが 指摘されている。安全で円滑な協働を推進 していくためにすべての看護師が的確な指 示を出せるようにするには指示出しについ ての知識やスキルに関する体系的な継続教 育が必要だと考える。特に経験の浅い看護 師が的確な指示を出せるようにするには現 任教育だけでなく、看護基礎教育を含めて 検討することが望ましく、看護基礎教育の 中で看護補助者との協働に関する基礎的な 教育をどのように実施しているかの現状を 把握する必要もあると考える。

2.的確な指示を出し、安全にケアを委譲 するためには

看護師らが語った看護補助者への指示を 出す際に留意していることを質的に分析し た結果、8つのテーマが抽出され、その多く は前項で上がった課題に対応している内容 であった。

看護師による看護補助者への指示出しに 関して国内に比較出来うる文献が存在しな い。医療システムは異なるが、参考になる ものとして、National Council of State Board of Nursing(以後 NCSBN)⁵⁾は、看 護師が看護補助者らに正しく安全に指示し 委譲を達成するための5つの要素(The Five Rights of Delegation)を提唱してい る。以後、研究結果と照らし合わせながら 研究結果で得られたテーマについて考察し ていく。

【部署で定めた業務内容や基準に従う】 では、看護補助者の業務範囲を逸脱しない よう、また、部署で定めた看護補助者への業 務委譲範囲に準拠する事を心がけていた。 これは The Five Rights of Delegation のう ちの Right Task(適切な業務)に相当すると 考える。病院組織は看護補助者の業務の内容

と限界を記述して手順を確立し、必要な能力 に関する訓練を提供することが必要だと述べ られている。また、Jennifer ら⁶⁾は、「Nursing Five rights of Delegation」の中で、Right Task では、看護師はどの業務を委譲することが適 切なのかを判断する必要があり、吟味すべき は法的に委譲できる適正な業務はどれか この組織の方針と手順に基づきこれらの業務 を委譲できるか、という点であると述べてい る。しかしながら、指示に関する課題に【看 護師間で指示の判断に相違がある】が上が っていたように、個々の看護師の患者状態 に関するアセスメントや看護補助者との協 働に関する理解の程度によって看護師間で 委譲の判断に相違が生じている事が明らか となった。看護師は、看護補助者への委譲に 関する取り決めに関する法的根拠や病院組 織で定められた看護補助者の役割と業務範 囲に関する事項を理解した上で指示を出す 必要がある。看護管理者は施設で決定され た業務分掌や委譲手順書等の明文化と内容 の妥当性、判断基準が適切であるかを吟味 し、患者の安全と看護師の指示の適切性を 確保できるよう配慮する必要がある。

【患者に関するアセスメントから委譲可 能か見極める】では、患者の心身の状態や治 療の影響、状態変化の予測等のアセスメン トを行い、委譲できるかを判断していた。 The Five Rights of Delegation のうち、Right Circumstance(適切な状況)に相当すると考 える。NCSBN では被委任者にケアを委譲 する患者の状態が安定しているかをアセス メントし、また、委譲を受けた被委任者は、 患者の状態が変化している事を察知した場 合にはすぐに看護師に伝え、看護師は患者 の状況を見極め委譲が適切であるかを再評 価する必要があると述べている。患者の心 身の状態や治療環境、状態変化の予測のア セスメントは委譲の可否、指示出しにおい て重要な臨床判断である。看護師は患者が 安定しているという指標を明確に説明出来 る、説明責任を果たす必要がある。適切なア セスメントが出来るようになるには経験が 必要であり、継続的な指導や看護師間での サポートが必要だと考える。

研究対象者は【看護補助者がケアを遂行 できるか見極める】、【看護補助者の業務を 調整する】ことを行っており、委譲する看護 補助者のスキルを見極め委譲するケアを選 択し、調整することは看護補助者が行う業 務の安全性の担保につながると考える。こ れは The Five Rights of Delegation の Right Person(適切な人物)に相当する。この要素 は、被委任者が活動を遂行するための適切 なスキル及び知識を有している事を保障す る責任を示している。本調査では看護師が 指示を出す際の課題として【看護師が看護 補助者の知識やスキルを十分に把握してい ない】があがっていた。看護補助者がどんな 研修がされているのか等を把握していない と研修対象者らは語っていた。日本の場合、 看護補助者は無資格者が多く、そのスキル は経験や勤務先の教育に依存する。直接指 示を出す看護師が看護補助者のスキルを把 握することは患者ケアの安全の確保と看護 師との協働を円滑にする事に繋がる。看護 師が看護補助者の能力に着目し、それを把 握するようにするには、看護管理者が看護 師の指示出しには責任が伴うことを指導す る、個々の看護補助者のスキルを明確化し 看護師が確認しやすくする、病棟単位で定 期的に看護補助者への委譲の状況や指示の

適切性の吟味を行う等、看護管理者を含め た部署内での取り組みも必要だと考える。

【指示の質を担保する】では、看護補助者 に指示を出す役割を経験の豊かな看護師に 絞る、指示出しを決定する際にダブルチェ ックをする等により、指示の質を統一し、安 全を確保するよう配慮していた。しかし、経 験のある看護師間でも委譲の判断に相違が あることや、その日のスタッフ構成から経 験の浅い看護師が指示を出す必要に迫られ たときのために、より具体的な委譲手順書 等判断基準の明文化について検討していく 必要があると考える。

【指示を明確に伝える】では、情報シート を用いて、指示を与えた業務の遂行に必要 な情報を漏らさず、わかりやすく伝える努 力をし、直接伝える場合には 5W1H で順序 立てて、かみ砕いて伝えるよう配慮してい た。

Motacki ら⁷⁾は指示を出す際のテクニッ クとして"The Four of C"を提唱している。 具体的には Clear (明確に) Concise(簡潔 に)、Correct(正しく) Complete(完全に) であり、はっきりと相手が理解できるよう に、簡潔に、正確に、ケアの実施に必要な項 目を全て伝達するという考え方は看護師に 理解しやすく、実行に移しやすいのではな いだろうか。本研究で看護師らは情報を集 約したシートを活用して指示を遂行するた めに必要な情報を共有していたが、この4 つの C の視点で情報共有シートを見直すこ とも有効かもしれない。

【コミュニケーションを取り協働を円滑 にする】では、相手を尊重し、医療チームの 一員として認識し、指示する側、される側と いう上下関係を意識させるのではなく、チ

ームメンバーとしての態度で接していた。 【指示の質を担保する】【指示を明確に伝え る】と【コミュニケーションを取り協働を円 滑にする】という3つのテーマは、The Five Rights of Delegation O Right Direction/ Communication (適切な指示/コミュニ ケーション)に該当すると考えられ、教育的 背景が異なる職種間で情報が正しく伝達さ れるためには、用語の適切な選択や受け入 れられる関係性作りが求められる。Motacki 5^{7} \star "Communication is a two-way activity"と述べているように、看護師が指示 を出し、それを看護補助者が遂行するとい う一方向の関係でなく、相手を尊重し、気兼 ねなく双方向性のコミュニケーションが取 れる関係性を構築することは、ケアの安全 性を高めていく上で重要な点である。

また、指示出しにおける課題の【看護補助 者が担っている業務全体を把握することや その調整が難しい】の要素に「一緒に働いて いるのに看護補助者との距離を感じる」と いう語りがあった。柴田ら⁸⁾は「同じ空間 で働いていても本質的に全く『離れて』機能 している」という表現を用いて職業間の階 層性に関して説明している。看護師らは看 護補助者を医療チームの一員として尊重し た態度を示している一方で、協働の目的が 業務の効率性に主眼が置かれ、指示によっ て割り当てた業務が遂行されることに意識 が向き、共に患者ケアに携わり、その協働の 結果はケア質の向上に寄与するという看護 師と看護補助者間の協働に関する認識が薄 いのではないかと推測される。看護管理者 は看護師らと看護補助者間の階層性の存在 を常に念頭に置き、双方が協働の目的を共 有する、看護師らの看護補助者との協働に

関する動機付けを促し、指示のあり方や看 護補助者の反応に常に関心を持つようサポ ートする必要があると考える。

【指示の実施状況の確認や実施後の結果 を評価する】は、本研究の対象者が語った 指示出しに関する課題には上がってこなか ったテーマであった。これは The Five Rights of Delegation *O* Right Supervision (正しい監督)に相当すると考える。 NCSBN は、看護師は委任した業務をモニ タリングし、被委任者が完遂できるようフ ォローし、アウトカムを評価する責任があ ると述べている。看護補助者に対するケア に関する指導やケアの結果を評価するこ と、それを看護補助者にフィードバックす ることにより、ケアの安全性や安楽等ケア の質の向上とともに看護補助者の成長やケ アに参加しているというやりがいにも繋が ると考える。看護管理者は看護師らに指示 を出したらその結果まで確認し、安全性や 委譲したケアの効果を評価すること、必要 に応じて指導することを看護師らに意識付 けていく必要があると考える。

E. 結論

看護師が看護補助者に正しく安全に指示 し委譲を達成するためには組織的取り組み と基礎教育を含めた教育の強化が望まれ る。

組織的取り組みとしては、以下のような施 策が考えられる。

看護管理者は看護師らが看護補助者のス キルを把握出来るように情報を整える。

病棟単位で看護補助者への委譲の状況や 指示の適切性を吟味する。

看護師と看護補助者の双方向性コミュニ

ケーションが取れ、情報共有が効果的に行 われているか確認する。

委譲されたケアの結果の把握や指導内容の把握、委譲によるケアへの効果の評価を 実施していく。

また、具体的な教育内容としては以下のような点が考えられる。

- 看護補助者への指示における看護師の法 的責任の理解
- 看護補助者の役割や業務範囲の理解

委譲手順書やそれに準ずる判断基準、院 内の取り決めの把握

指示の判断の際の患者のアセスメント 看護補助者のスキルの把握

安全と患者の意向に配慮した指示出し及 び指示の遂行の確認や指導

情報共有の在り方と実施方法

医療チームの一員として円滑な協働のた めの認識と双方向的コミュニケーション の意義、在り方

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表(予定)

1. 堀込由紀,佐々木美奈子,末永由理,本谷園 子,髙橋陽子,坂本すが: 看護補助者の確保と 効果的な活用に向けた戦略,第24回日本看 護管理学会学術集会,インフォメーション エクスチェンジ,2020,8,28,石川.

H.知的所有権の取得状況 なし

. 引用・参照文献

1. 中岡亜希子,三谷理恵,冨沢理恵他:急性

期病院の看護師と看護補助者との協働に おける課題:看護師のインタビューより, 大阪府立大学看護学雑誌,22(1),1-9,2016.

- 2.滝下幸栄,南田喜久美,山川京子:急性期 医療施設における看護補助者の業務課題 の関する質的検討,京都府立医科大学医学 部看護学科紀要,28:31-41.2018.
- 3.藤内美保,宮脇由紀子:看護師の臨床判断 に関する文献的研究-離床判断の要素及び 熟練度の特徴,日本職業・災害医学学会会 誌 53(4),213-219,2005-07-01.
- 4.小林陽子,戸沢智也,中島真喜実他:リハ ビリテーション病院の看護補助者が看護 師からの指導や助言で「感じていること」 と「行動していること」,第46回(平成27 年)日本看護学会論文集 看護教育,286-289,2016.
- 5 . NCSBN Board of Directors /ANA Board of Directors: National Guidelines for Nursing Delegation,4,
- https://www.ncsbn.org/NGND-PosPaper_06.pdf, Effective Date: 4/29/2019 (access 2020/5/26)
- 6. Jennifer M. Barrow; Sandeep Sharma : Nursing Five Rights of Delegation, StatPearls [Internet]. Treasure Island (FL): StatPearls Publishing; 2020 Jan, Last Update: July 30,

2019(Access2020/6/12)

- Kathleen Motacki Kathleen Burke : Nursing Delegation and Management of patient Care, 165, ELSEVIER, 2017.
- 8.柴田(田上)明日香,西田真寿美,浅井さおり他:高齢者の介護施設における看護職・介護職の連携・協働に関する認識,老年 看護学,7(2),2003.

要素	委譲可	委譲不可				
バイタルサ イン	 ・日々の変動がない ・意識レベル清明 ・移動等の負荷でもバイタルサインや状態に変化がない ・発熱がない・微熱程度(37.4 度程度まで) ・酸素飽和度の値が基準値内で体動やリハビリ前後で変動がない ・気管カニューレを挿入中でも呼吸状態が安定している 	 ・酸素飽和度が基準値以下である ・労作時の酸素飽和度の変動がある ・ケアの負荷による体調変化が著しい、予測 される ・発熱(37.5 度以上)がある ・意識障害がある 				
治療	 カヌラ(3リッター程度まで)での酸素 投与 ルート類のない患者 補液程度の輸液1本程度の患者のケア 	 循環動態に強い影響のある薬剤の投与 高流量での酸素投与(5L/分以上) 化学療法中の患者 輸血療法中の患者 誤嚥性肺炎の治療中 各種ドレ-ン挿入中 輸液ポンプ、シリンジポンプ使用中 膀胱留置カテーテル挿入の陰部洗浄 手術後の初回のシャワー 骨・筋系疾患の足浴 				
ADL·活動	 ADL が自立している 腰を支えれば移乗できるような身体活動状態 	 ・身体抑制している患者のケア全般 ・術後安静度が上がるまでの期間 ・骨折等固定が必要な状態 				
皮膚・栄養・ 摂食	 ・嚥下障害のない患者の食事介助・口腔ケア ・皮膚障害がない ・食事のセッティング 	 ・嚥下訓練中のポジショニング・食事介助 ・皮膚障害、皮膚が脆弱、褥瘡がある患者の 清潔ケア 				
認知機能・ 精神状態	・意思疎通が図れる ・ 行動観察患者の見守り	 ・意思疎通がはかれない ・意識は清明でも医療者の療養上の指示を受け入れられない ・傾眠・せん妄 ・転倒、自己抜去等の危険行動がある ・心的に消耗している、不安が強い等 				
患者・家族 の希望		・ 患者・家族の要望がある				

表1 看	護師が考える	6看護補助者へ	、の委譲可及び不	「可の判断基準
------	--------	---------	----------	---------